

藤沢市部活動地域移行準備連絡会では、“地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる”という視点に立ち、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動に限らず、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備することを目的に議論を重ねてきました。

令和5年度に設置する「藤沢市部活動地域移行推進協議会」は、この目的に沿って具体的な協議を進めることとします。

1 学校部活動から地域クラブ活動へ

現在の「学校部活動」

教育課程外だが、学校教育の一環として、スポーツ・文化活動が行われている
 ⇒ 当該校の教員（部活動指導員）が、当該校の生徒に対して、当該校の施設で活動している
 （一部の学校間では、合同部活動が行われている）

《課題》

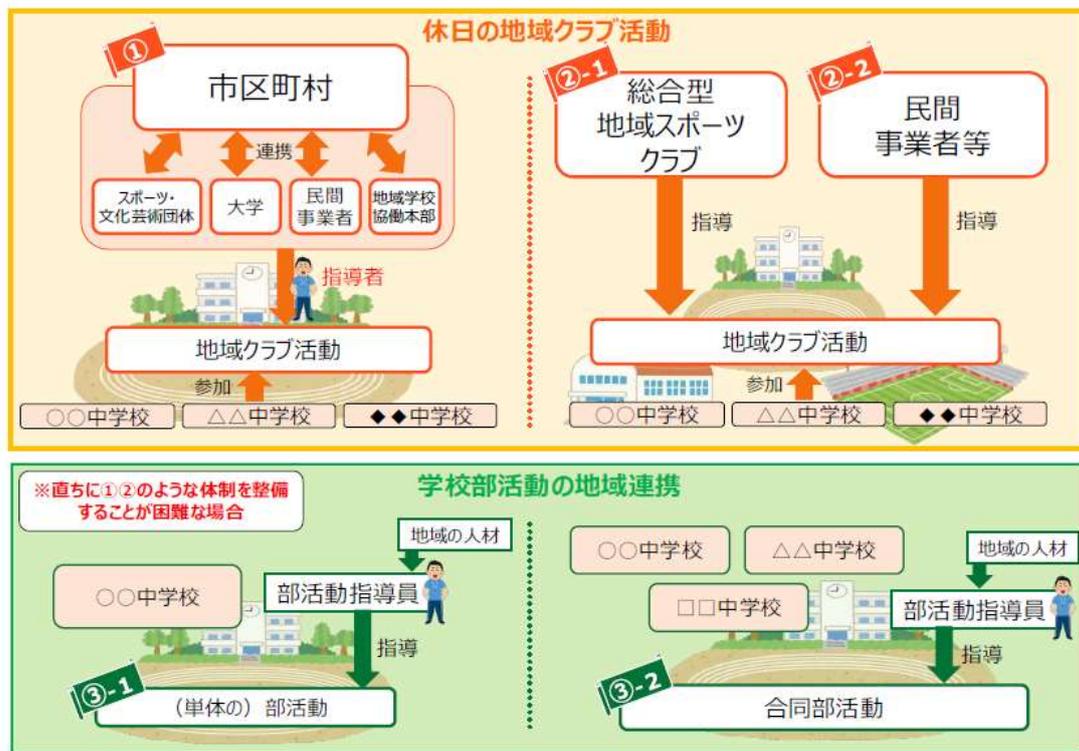
少子化の進行により、今後は学校単位での部活動継続が難しい

今後の「休日の地域クラブ活動」

学校と地域の多様な主体が連携して、休日にスポーツ・文化活動を行う

※地域の多様な主体：市、市が設立した運営団体、体育協会、種目別協会、文化・芸術団体、市民活動団体、
 地域学校協働本部ほか

⇒ 地域団体の指導者が、地域の生徒（住民）に対して、学校施設や公共施設等で活動を行う
 ※地域クラブへの移行は、法律上、社会教育、スポーツ・文化芸術活動に位置づけられる

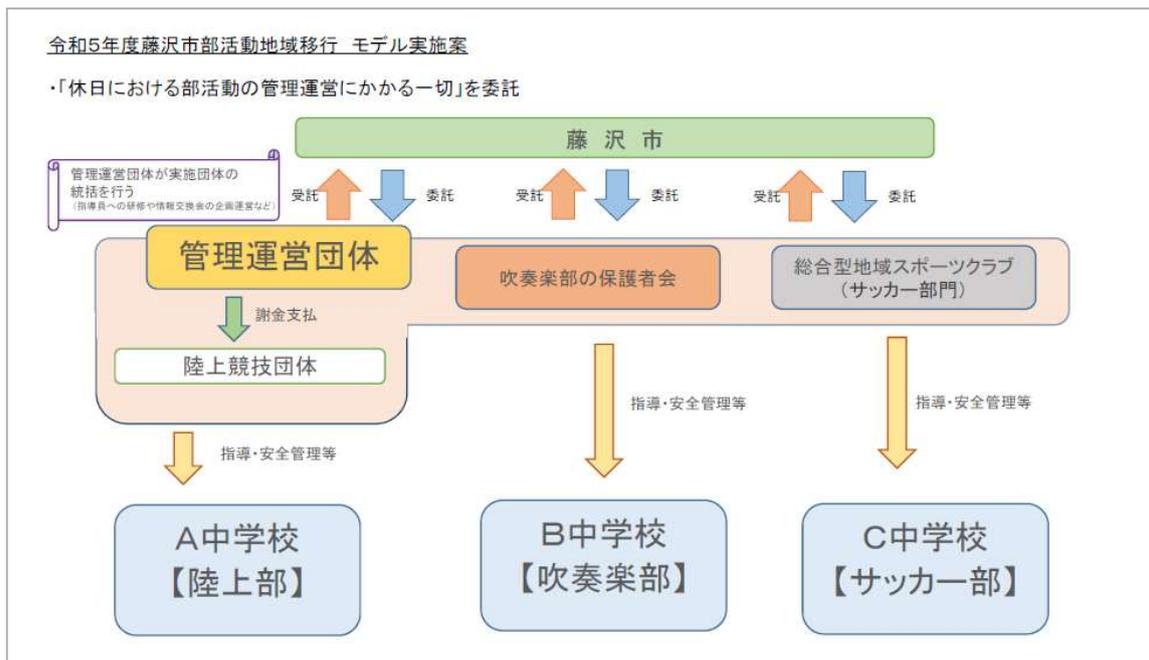


(スポーツ庁資料：「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」のイメージ図抜粋)

2 地域クラブ活動への移行に向けたモデル事業実施案 ～3つの手法～

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁から示されたガイドラインでは、令和8年度から休日の部活動地域移行の完全実施に向けて、令和5年度から各自治体でモデル事業を実施することが求められた。

これを受け、市教委では「現在、地域連携を行っている部活動」または「今後、地域連携を行えそうな部活動」について各中学校へ照会、モデル事業が『異なる手法』かつ『運動部・文化部で実施』できるよう調整し、3つの手法を選定したものの。



モデル① A中学校陸上競技部（地域指導者＋兼職兼業教員による指導）

- ・以前から当該部活動の指導を行い、指導資格等も有する地域の陸上競技団体が休日の指導を行う。
- ・当該陸上部の顧問の教員も休日の指導を希望していることから、兼職兼業の手続きをして、地域の指導者として指導にあたる予定。

モデル② B中学校吹奏楽部（部活動指導員＋兼職兼業教員による指導）

- ・地域指導者である部活動指導員と保護者会の支援体制が定着しており、平日と休日の連携が円滑な部活動であることから選定したもの。
- ・実施主体を吹奏楽部保護者会とし、安全管理や予算管理等休日活動の運営業務を担う。
- ・兼職兼業手続きをした部活動指導員と当該吹奏楽部の顧問の教員が指導にあたる予定。

モデル③ C中学校サッカー部（総合型地域スポーツクラブによる指導）

- ・地域移行の運営主体の主軸となる総合型地域スポーツクラブの活用を実施すべく、市内5クラブへのモデル活動実施可否調査を行い、実施可能と回答を得たクラブと、当該クラブの活動拠点地域にある学校と連携する。
- ・平日は顧問の教員、休日は総合型地域スポーツクラブの指導者が指導を行う。
- ・休日の部活動指導の前後に、総合型地域スポーツクラブが中学校のグラウンドを活用した事業実施予定。

3 令和5年度のモデル事業実施に向けた確認事項

- ◇モデル事業の実施は令和5年度から令和7年度までの3年間とし、検証は各年度随時行うとともに、年度末までに成果と課題をまとめ、翌年度の事業に反映する
- ◇モデル事業は、令和8年度からの地域クラブ活動への移行に向けた環境を整備するためのもので、持続可能な地域クラブの活動を目指すものとする
- ◇モデル事業の内容及び実施主体の選定理由等について、市教委から地域団体へ説明する機会を積極的に作る（委員からも選出母体への情報提供をお願いしたい）
- ◇指導者は「部活動指導員」、補助者は「外部指導者」の資格基準を満たすことを想定している
- ◇事業の実施にあたり、クラブ活動の位置づけや効用をどこまで求めるのか、基準を明確に示す実施主体に対する研修や情報交換により、実効性のある検証を行い次年度施策へ反映させる
- ◇質の高い指導者の確保及び保護者の受益者負担については、今後の大きな課題と捉えており、持続可能な制度となるよう引き続き検討を行う
- ◇教員が兼職兼業で活動中にケガをした場合、モデル事業実施期間内は公務災害の扱いとなるが、地域移行後の休業や補償の扱いについて、十分な検討を行う

4 令和6年度のモデル事業の実施に向けた意見・提案

- ◆令和5年度の検証を踏まえ、藤沢市として「何を目指し、何を求めるか」を打ち出すべき
- ◆持続可能な体制には、担い手の確保が必須 個人単位の指導ではなく、集団指導体制を全体を統括する管理運営団体が人材バンクとして指導者（個人）の登録を行うことが必要
- ◆管理運営団体には、指導者報酬のほかマネジメント費用など事務的経費も考えるべき
- ◆市内で活動する学術・文化芸術・スポーツ分野のボランティア団体は約100、NPOは約90 それぞれが関わりを持ちたいと思っているのでは？門戸を開くことも地域移行の手法と考える
- ◆市内で活動するサークル団体は約2,000 将来的に部活動も地域の方と一緒に活動する新しい形も考えられる
- ◆市全体で、“みんなで一緒に中学生（地域）の活動を支えよう”という風土づくり
- ◆大学との連携や他市との共同事業、コミュニティスクールの活用で、事業の可能性が広がる事務局から積極的な投げ掛けを
- ◆ある小学校では大学生の学習支援を受けている 部活動も指導してもらえると保護者も安心

- ◆スポーツ少年団との連携は有効 部活動にはない競技もあるはず
小学校から中学校へ進級しても、同じ指導者・同じ指導体制の中で活動ができる
- ◆吹奏楽を部活動とするモデルケースでは、外部指導者の資格基準（ハードル）が高くなるが、“地域の文化活動” とすれば基準も異なるため、来年度の検討事項とする
- ◆大会に生徒を引率する際の基準も見直すべき

5 提言